

## 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

平成26年4月1日から、東日本大震災の被災者に係る医療費一部負担金および介護サービス利用料の免除措置を実施します

### ◆対象となる方

○国民健康保険…世帯主および美里町国民健康保険加入者全員の方が町県民税非課税で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①東日本大震災による住家のり災の程度が「全壊」または「大規模半壊」である方
- ②東日本大震災により主たる生計維持者が死亡または行方不明になった方
- ③東日本大震災による住家のり災の程度が「半壊」で、その住家をやむを得ず解体された方

○後期高齢者医療および介護保険…町県民税非課税世帯に属する被保険者の方で、上記の①～③のいずれかに該当する方

◆実施期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（1年間）

### ◆免除の対象とならないもの

○国民健康保険および後期高齢者医療

- ・入院時食事療養費および入院時生活療養費の標準負担額
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術などの療養費に係る一部負担金相当額

○介護保険

- ・施設系サービス利用時の食費および居住費（滞在費）

※対象となる方には、すでに免除証明書をお送りしていますが、震災後に転入された方などり災状況を把握できない場合があります。その場合には、申請いただく必要がありますので下記の間合先で手続きをお願いします。

- ・お持ちいただくもの（世帯員以外の方が手続きされる場合は委任状が必要です。）

被保険者証、り災証明書、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証等）、非課税証明書（課税状況が確認できない場合）、上記の②に該当する場合はその事実が確認できるもの（死亡診断書等）、上記の③に該当する場合は解体の事実が確認できるもの（滅失登記簿謄本等）

※保険医療機関等を受診する際は、窓口で免除証明書を必ず提示してください。免除証明書を受け取っているにもかかわらず提示を忘れた場合は、一部負担金および介護サービス利用料の還付は行いませんのでご注意ください。

※免除証明書を紛失した場合は、下記の間合先へご連絡ください。

### ◆問合先 国民健康保険、後期高齢者医療に関するお問い合わせは

町民生活課 ☎33-2114 / 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021

介護保険に関するお問い合わせは 健康福祉課 ☎32-2941

## 国民健康保険からのお知らせ

### — 70～74歳の方の窓口負担が見直しされます —

70歳から74歳の方の医療費の窓口負担は、国民健康保険法で2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度からこの特例措置が見直され、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から次のとおり実施されます。

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

- ・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。

※例えば、平成26年4月2日から5月1日の間に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

- ・特例措置が継続されます。

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

問合先 町民生活課国保年金係 ☎33-2114